

第425回 電力・ガス取引監視等委員会【第1部 公開開催】

議事録

日 時：令和5年3月23日(木) 10:00～10:09

場 所：経済産業省 本館6階東1応接会議室

出席者：横山委員長、岩船委員、北本委員、武田委員、圓尾委員

○横山委員長 皆さん、おはようございます。ただいまから「第425回電力・ガス取引監視等委員会」を開催いたします。

本日の議題は、「議事次第」にあるとおりでございます。議題に入る前に、議事や資料の取扱いにつきまして、事務局より御説明をお願いいたします。

○田中総務課長 本委員会の開催につきましては、オンラインの開催といたします。

第1部については、公開案件であります。新型コロナウイルス感染症対策のため、今回は傍聴者を受け付けないこととさせていただいております。

なお、第1部の議事の模様については、インターネットで同時中継を行っています。

第2部の議題については、個別の民間企業の情報等を取り扱うことから、議事は非公開とし、議事要旨を後日委員会ホームページに掲載することといたします。

その会議資料について、情報公開請求があった場合には、その対応について改めて御相談をするという扱いにしたいと考えております。念のため御確認いただきたく存じます。

○横山委員長 今、御説明がありましたように「議事次第」において「第2部」として記載されている議題につきましては、非公開での開催とさせていただこうと考えておりますが、異存ございませんでしょうか。

(異存：なし)

それでは、ただいまお話のあったとおりにさせていただきたいと思います。

ありがとうございました。

それでは、議題の1「最終保障供給約款及び離島等供給約款以外の供給条件の承認について」に関しまして、鍋島NW事業監視課長から御説明を、よろしくお願いいたします。

○鍋島NW事業監視課長 それでは、資料3について御説明いたします。

最終保障供給、それから離島供給は、一般送配電事業者が行うものであります。その約款については、届出制となっているわけですが、今般その届け出られた約款により、難しい特別の事情がある場合における供給条件の承認を求める申請が行われたので、こ

れについて御意見を伺います。

この「より難い特別の事情」というところですが、これにつきましては、昨年10月に政府が閣議決定した激変緩和措置の値下げに関するものです。低圧7円、高圧3.5円/kWhの値下げが激変緩和措置として行われておりますし、これは、最終保障供給及び離島供給にも適用されます。

昨年12月にも、この激変緩和措置が講じられたときに、最終保障供給及び離島供給につきまして、本委員会で承認に異存のない旨を回答したところでありますけれども、23行目辺りですが、今般、みなし小売事業者におきまして自由料金分野で標準料金メニューが値上げされております。4月1日から値上げされるということですので、最終保障供給及び離島供給については、そうした標準料金と連動するように整理されておりますので、届け出られた最終保障供給及び離島供給の算定式、値段等が変わります。その変わったものに対して、更に激変緩和措置で値下げを講じるということで、今回、承認申請が出されているものであります。

具体的に申請が出された事業者は、46行目以降ですけれども、最終保障供給約款関係で7件、それから62行目以降ですけれども、離島等供給約款関係で6件となっております。

この低圧7円、高圧3.5円が技術的理由で、システム等の関係で燃料費調整制度の係数等の調整によって行われるということですが、ここに掲げられていない事業者におきましては、昨年12月のものと、その燃料費調整制度の係数等が変わらなかったので申請が出てきていないと。

それで、ここに掲げられている最終保障供給7件、離島等の6件につきましては、技術的に最終保障供給の数字に変化があったりしましたので、それに伴って承認申請が出てきているということでもあります。

いずれにしても、今回の申請については、激変緩和措置の低圧7円、高圧3.5円の値下げを届け出られた最終保障供給、離島供給に反映させるということでもありますので、事務局としては、昨年12月の回答同様に、委員会として承認に異存がない旨を経済産業大臣に対して回答することとしたいと考えております。

これについて御審議をお願いいたします。

○横山委員長      どうもありがとうございました。

それでは、ただいまの事務局からの御説明の内容につきまして、御質問、御意見がありましたら、お願いしたいと思います。いかがでしょうか。

(質問、意見等：なし)

それでは、事務局から御説明がありましたとおり、委員会として意見回答することとしてよろしいでしょうか。

(異論：なし)

異論がございませんようですので、事務局案のとおり、経済産業大臣に意見回答することといたします。

どうもありがとうございました。

それでは、続きまして議題の2「電力広域的運営推進機関の2023年度予算及び事業計画の認可について」に関しまして、引き続き、鍋島NW事業監視課長から御説明をお願いいたします。

○鍋島NW事業監視課長      それでは、資料4につきまして御説明いたします。

広域的運営推進機関の2023年度の予算及び事業計画につきまして、3月1日付けで経済産業大臣宛てに認可申請がありました。広域機関の予算、事業計画については認可制となっております。これに関しまして、今月16日付けで経済産業大臣から、当委員会に意見が求められております。

これにつきまして、資料の別紙にありますとおり、事務局におきまして審査を行いまして、「問題ない」というふうに考えておりますので、資料4-2のとおり、経済産業大臣に問題ない旨、回答したいと考えております。

これにつきまして、御審議いただけましたらと考えております。

○横山委員長      どうもありがとうございました。

それでは、ただいまの事務局からの御説明の内容につきまして、御質問、御意見がありましたら、お願いしたいと思います。

いかがでしょうか。——よろしいでしょうか。

(質問、意見等：なし)

それでは、事務局から御説明がありましたとおり、委員会として意見回答することとしてよろしいでしょうか。

(異論：なし)

異論がございませんので、事務局案のとおり経済産業大臣に意見回答することといたします。

どうもありがとうございました。

それでは、第1部として予定していた議題は以上でございますが、ほかに何かございますでしょうか。

○田中総務課長 事務局から1点、お伝えします。

前回の委員会からの間に、1点、書面開催を行っております。

一般送配電事業者関係の事案について、3月22日付けで、事務局の案のとおり、今後の対応について決定をしております。

事務局からは、以上でございます。

○横山委員長 ありがとうございました。

それでは、これにて第1部を終了いたします。

——了——